

自筆証書遺言のルールが変わりました

平成31年1月13日から自筆証書遺言のルールが変更されました。自筆証書遺言は、全文自筆が原則ですが、例外として財産目録は自筆でなくても良くなりました。

例えば、「別紙財産目録1記載の財産をAに遺贈する。」とか「別紙財産目録2記載の財産をBに相続させる。」という具合に遺言を書くことができます。

財産目録の形式としては、土地について登記事項証明書を財産目録として添付することや、預貯金について通帳の写しを添付することもできます。

自書によらない財産目録を添付する場合には、その「毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）」に署名押印をしなければならないものと定められています。つまり、自書によらない記載が用紙の片面のみにある場合には、その面又は裏面の1か所に署名押印をすればよいのですが、自書によらない記載が両面にある場合には、両面にそれぞれ署名押印をしなければなりません。なお、押印について特別な定めはありませんので、本文で用いる印鑑とは異なる印鑑を用いても構いません。

本文と財産目録の添付方法について特別な規定がありませんので、本文と財産目録とをステープラー等でとじたり、契印したりすることは必要ではありませんが、遺言書の一体性を明らかにする観点からは契印をする方が望ましいものであると考えられます。

（司法書士 小司隆信）



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

